

秘密指定解除
公文書監理室

在韓被爆者支援について

2. 4. 17

ア北 (番)

本件については、盧泰愚大統領訪日の際抜本的解決を図るべく、基金創設を予算要求する方向で省内調整中であり、今後財政当局との折衝を行う予定のところ、その際指摘されうる技術問題点として①本件支援はODAにカンウトし得るか、②基金創設は適当か（毎年必要に応じ予算要求すべきではないか）といった問題がある。

しかしながら、これら問題点は別紙1、2の通り、十分クリアーされるものであるもので、別紙をもって適宜関係方面を説得することとし、特に基金の問題については別紙2につき予め主計法規課の了解を取付け、もって主査の理解を得ることとしたい。

更に主査より指摘のあった問題点に対する説明ぶりは別紙3の通りと致したい。

尚、主計説明用の一枚紙は別紙4。

以下の諸点に鑑み、本件支援はODAにカウントし得るものである。

1. 本件支援は、形式的にも実質的にも賠償や補償といった性格を有するものではない。
（日韓間の賠償・補償の問題は法的に1965年の日韓請求権協定で決着済み。本件支援に関しても当方より右立場を随時韓国側に伝達、韓国側もその点理解。）
2. 本件支援は、人道的観点から、また、韓国国内の福祉向上の観点から、現在被爆で苦しんでいる韓国の人々の治療費や健康管理手当を将来にわたって支援することを目的とするもの。
3. かかる目的は、「開発途上国の経済開発及び福祉の向上を主たる目的とする」とのDACのODAの定義に合致するものである。
4. また、本件支援は、一種の医療協力とも位置付けることができるが、医療協力はまさにODAに相応しいものである。
5. 韓国はODA供与の対象国であることは言うまでもない。
6. 韓国には現在も技術協力、青少年交流等の関連でODAのグラントが供与されており、同国にグラントが流れる自体問題ない。（平成元年度でも4億円近くのODAグラントが新規に認められた経緯あり：「日韓学術文化青少年交流基金拠出金」）

以下の諸点に鑑み、本件支援のため基金を創設し、本問題を一括して処理することは問題ないと考えられる。

1. 基金を創設し一括して全額拠出する必要性

（1）韓国側は、盧泰愚大統領訪日を契機に、21世紀に向けた明るい日韓関係を構築したく、その為にも、在韓被爆者問題を初めとする過去に起因する諸問題を解決し、今後これらの問題が両国間でイシューになることのないよう強く希望。日本側も同様の立場。

（2）即ち、一括方式を取らなければ、長年にわたって日韓間で本懸案を抱えこまざるを得なくなり、不安定な状態が続き、未来指向的な協力関係構築が困難になる。

（3）

（4）

（5）在韓被爆者の心の痛みを和らげるためには、一括拠出により、将来にわたる治療や健康管理を保障し、これらの人々の将来の不安を取り除くことが重要。

2. 基金の適正使用の確保（今後長期間基金の適正使用は確保は可能）

（1）本基金の拠出先かつ実施機関たる「大韓赤十字社」は、韓国の法律に基づき、保健社会部の下に設けられた特殊法人であることから、本基金の適正使用は十分確保できる。

（2）本基金を拠出するに当たっては、同赤十字社と我が国政府との間の書簡の交換をもって、本基金の目的外使用禁止、特別勘定の設定、日本政府への会計報告等を同赤十字社に義務付けることができる。

（3）更に、両国政府間の口上書の交換等によって、本基金の大韓赤十字社による適正使用につき政府レベルで確認することが出来る。

（4）平成元年度より、「在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金」の一部として、在韓被爆者の治療費等を支援すべく大韓赤十字社に我が国政府の資金を拠出していることから

（元年度、二年度各々4,200万円）、同赤十字社には我が国支援の受け皿としての実績もある。

問1. 有償資金協力も完了した韓国に何故無償資金協力を出すのか。

答(1) 本基金は、無償資金協力ではなく、国際機関等拠出金である。

(2) 国際機関等拠出金として韓国にグラントが出ている例としては、「日韓学術文化青少年交流基金拠出金」(平成元年より: 約4億円、全額ODA) 等がある。

(3) 以上の点に加え、本基金は、通常の政府開発援助と異なり、日韓間の特殊な歴史的経緯を踏まえ、被爆者支援という特別な目的のために使用されるものであり、被援助国の経済発展度合いを基準として拠出の是非を云々する性質のものではない。

問2. [REDACTED]

答(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

問3. 他の外国人(北朝鮮、台湾、その他)への波及はどういう理屈で止めるのか。

答(1) 在韓被爆者は、[REDACTED]

[REDACTED] 現在の日韓関係の重要性に鑑み、我が国として特別に支援すべきものであり、これにより他の在外被爆者に対し、同様の支援をすべきということにはならない。

(2) 北朝鮮、台湾に関しては、同様の歴史的経緯があるが、北朝鮮については、国交が樹立されていないので、請求権その他の問題も含め本件は白紙の状態。台湾については、被爆者の数が少なく、支援を求める声もないことに加え、そもそも国交がないので、政府レベルの支援は不可能。

問4. そもそも外務省にこのような支援活動を行う権限があるのか。

答(1) 外務省設置法第4条(外務省の所掌事務)第31号(外交政策上の経済協力に關すること)。同第5条(外務省の権限)第6号(外交政策上の経済協力を推進し、…)

(2) 既に実績あり。「在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金」の一部として、在韓被爆者の治療費等支援のための予算を計上。(元年度、二年度各々4,200万円)

問 5 在韓被爆者及びその他の在外被爆者の実態如何

答 (1) 在韓被爆者の実態

(イ) 人数

韓国政府登録数 : 2,194名(1978年調査)
在韓被爆者登録者数 : 2,180名(1988年現在)
韓国政府推定 : 約3000名(同上)
在韓被爆者協会推定 : 約20000名(同上)

(ロ) 韓国国内支援措置

- * 5人委員会：在韓被爆者問題検討のための韓国政府、大韓赤十字社、在韓被爆者協会による合議機関
- * 韓国政府による医療費等補助：'89年7月より、在韓被爆者に対する韓国政府の医療費補助は85%（一般の補助は70%）となり、自己負担は15%。尚、この医療費補助は大韓赤十字社へ拠出が多い（'88年は約9500万ウォン）。また在韓被爆者協会の運営費も補助（'88年は約330万ウォン）。
- * わが国よりの在韓被爆者支援拠出金（元年度4200万円拠出）をもって、大韓赤十字社が15%の自己負担分を支援。これにより、被爆者の医療費の無料化を実施。

答 (2) 在外被爆者の実態

（在韓被爆者を除くとりあえず当方掌握分の在外被爆者等）

(イ) 北米（米国、カナダ）：

約820名、うち被爆者手帳保持者は約60%と推定。
（広島県医師会調査分）

(ロ) 南米（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー）：

昭和60年以降3回の現地での健康相談への受診者数は、それぞれ133名、126名、118名であるが、これらは何れも被爆者としての認定を受けた訳ではなく、細部実態は不明。

(ハ) その他の外国での実態は不明（現在までかかる申し出もない模様）

注：被爆者対策関連法令は日本国内に限定され、国外への適用は不可能。被爆者手帳を保持している在外被爆者に対しては、日本国内滞在中のみ医療等補助の受益可能。

平成2年4月

北東アジア課

1.（目）経済協力国際機関等拠出金

2. 金額：40億円（全額ODA）（積算別添）

3. 拠出先：大韓赤十字社

4. 根拠：大韓赤十字社からの拠出要請

5. 目的・内容：

人道的観点から、かつ、日韓間の特殊な歴史的経緯に鑑み、在韓被爆者の心身の負担を軽減することを目的として、これらの人々の韓国国内における治療、健康管理等を将来にわたって支援すると共に健康管理・養老のための施設建設を支援。そのため、大韓赤十字社に対し、40億円の基金を拠出。

同基金を長期にわたり運用し、その元利を上記支援に充当する。

6. 経緯：

平成元年度より、「在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金」の一部として、在韓被爆者の治療費等を支援すべく、大韓赤十字社に資金を拠出。（元年度、二年度とも4,200万円ずつ）

7. 必要性：

本件は、日韓間の過去に起因する問題のいわゆる三点セットの一つとして、盧泰愚大統領の関心も高く、外交ルートを通じて韓国政府より大統領訪日の際抜本的に解決して欲しい旨強い要請あり。当方としては、人道的、歴史的経緯に鑑み、誠意を持って可能な限りの協力を行う旨表明してきており（89年9月外相会談）、今次盧泰愚大統領訪日の際には本件につき抜本的解決の姿勢を示すことにより、以後本件を日韓間のイシューとしないようにすることが不可欠。